

## 1 医師確保に関する会議体における協議について（令和5年7月開催結果）

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区分	県養成医師派遣調整会議	
協議事項	自治医科大学、兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学で養成した医師（県養成医師）の円滑な研修・派遣等の実施を図るため、次の事項について協議 ・ 県養成医師の派遣計画に関すること	
構成	20名（へき地医療拠点病院：9名、大学：7名、県：3名、その他：1名）	
開催実績	開催日	令和5年7月5日（水）
	協議事項	R6県養成医師臨床研修派遣先
	結果	R6県養成医師臨床研修派遣先について、原則として県養成医学生の希望を優先しつつ、病院の受入人数を勘案した派遣案を示し、了承を得た。【別紙1参照】

### 【参考】

#### 医療法の一部改正（H30.7.25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について  
（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）

医療法に規定する「地域医療対策協議会」  
⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項
- (5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項
  - ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述
  - イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記1に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた。

## 令和6年度 県養成医師の受入れ数

県養成医の受入対象 臨床研修病院	臨床研修定員		養成医の 受入可能数 D	県養成医学生 から希望 (1人3力所を 選択・延べ数)	臨床研修医受入れ数							受入可能数 との差 D-C
	R5	R6			R3	R4	R5		今回 R6 C	前年差 R6-R5		
							受入れ数 A	内示数 B		A-C	B-C	
市立西脇病院	6	6	3	9	3	3	3	3	3	0	0	0
県立はりま姫路総合医療センター (旧：製鉄記念広畑病院)	14	15 <sub>+1</sub>	2	18	2	2	1	2	2	1	0	0
赤穂市民病院	7	5 <sub>▲2</sub>	4	3	3	3	3	3	3	0	0	1
公立宍粟総合病院	3	3	3	1	1	2	3	3	2	▲1	▲1	1
県立丹波医療センター	8	8	4	15	4	4	5	4	4	▲1	0	0
公立豊岡病院	7	9 <sub>+2</sub>	5	13	2	2	2	3	5	3	2	0
公立八鹿病院	2	2	2	0	0	0	1	1	1	0	0	1
県立淡路医療センター	13	13	2	10	2	2	2	2	2	0	0	0
神戸大学医学部附属病院 (たすきがけ)	65	65	2	0	0	1	1	1	1	0	0	1
兵庫医科大学病院 (たすきがけ)	55	55	1	0	1	0	1	1	0	▲1	▲1	1
計	—	—	28	—	18	19	22	23	23	1	0	5